教育委員会や学校における検討体制の在り方について

-1-

検討事項について

(1) 学校における医療的ケアの実施体制の在り方について

【課題】

医療行為という専門的な事柄であるにもかかわらず、教育委員会や学校長の責任の下で行われていることが、こうした学校による慎重な対応の背景にあるのではないかとの指摘がある。

一方で、学校で行われる医療的ケアについて、教職員の服務監督をはじめ校務全体に責任を負う学校 長ら教育側の関与なく、主治医等の医療側のみの判断で実施することもまた困難であり、医療と教育の 関係について整理することが必要である。(永田町子ども未来会議 提言2017より抜粋)

【教育委員会の抱える課題・問題点】

- 医療的ケア実施の可否の判断や実施までの手続きについて不明確である。
- 医師がいない学校環境下での対応可能性について、どのように検討を進めていくか。
- 高度化、複雑化する医療的ケアに対して、医療的な相談・確認できる体制を取れない。
- 看護師に対する保護者の要望が日々高くなり、戸惑いや不安をもつ看護師が増えている。
- 特別支援学校の看護師としてのキャリアアップができる仕組みづくりに課題がある。
- 看護師と教員の役割の明確化と連携の工夫が必要である。

(平成29年度特別支援学校等における医療的ケアに関する連絡協議会資料より抜粋)

教育委員会における体制整備

※「特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について (平成23年12月20日 23文科初第1344号初等中等 教育局長通知)」「特別支援学校等における医療的ケアの実施 に関する検討会議報告書(平成23年12月9日)」より要約

教育委員会における体制整備

く特別支援学校における医療的ケアの基本的な考え方>

○ 教育委員会の総括的な管理体制の下に、特別支援学校において学校長を中心に組織的な体制を整備すること。また、医師等、保護者等との連携協力の下に体制整備を図ること。(小中学校等についても同様の記載有)

<都道府県等教育委員会における体制整備>

- 都道府県等教育委員会は、特別支援学校が登録特定行為事業者として、特定行為が 適切に実施されるよう、看護師等の配置、特別支援学校と医師及び医療機関の連携協 力、教員等の認定特定行為業務従事者の養成、看護師等と認定特定行為業務従事者と の連携及び役割分担、医療安全に関する指針の提示(ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積 及び分析を含む。)など総括的に管理する体制を整備すること。また、看護師等を配 置するに当たっては、各都道府県等において指導的な立場となる看護師を指名したり、 これらの者が当該学校における実施研修の指導を担当したりすることも考えらえれる こと。
- 総括的な管理体制を構築するに当たっては、特定行為が医行為であることを踏まえ、 医師等が関与すること。この場合には、これまで設置されてきた医師等、学校医を含む学校関係者、有識者等による医療的ケア運営協議会等の組織を活用すること。
- 特別支援学校における医療的ケア体制をバックアップするため、<mark>都道府県等レベルで医療機関、保健所、消防署等地域の関係機関との連携体制を構築</mark>することが望ましいこと。

-3-

医療的ケアの実施体制(特別支援学校の例) 学校の設置管理者 教育委員会 校長・教職員・看護師の任命権者 学校医・指導医の委嘱 総括的な管理 ガイドライン等の策定 指導・監督 校長:学校全体の責任者 学校医、指導医、看護師、養護 依頼・同意 • 校内の安全管理 教諭等による安全委員会におい 校 ・教職員・看護師等の服務監督 て指示書の内容を検討し最終的 説明 ・ 主治医への報告 に校長が判断 셭 学指 保健・医療に係る指導・助言(学校医) 校 道 - 医療的ケアに係る指導・助言(指導医) 指導·助言 | 児童生徒への健康診断 指 指示書に基づく個別マニュアルの作成 ı 指示書・マニュアルに基づく医療的ケアの実施 示 1 保護者・主治医・学校医・指導医等との連絡調整 医療的ケアを実施する教職員等への助言 医療的ケア 個々の医療的ケア児の状態確認 ■ 学校に対する指示書の作成・助言

医療的ケア運営協議会の設置状況

文部科学省では、教育委員会の総括的な管理体制の構築に当たり、 有識者等による医療的ケア運営協議会等の組織を活用することを通 知している。

(平成29年度特別支援学校等における医療的ケアに関する連絡協議会資料より)教育委員会の下に協議機関(医療的ケア運営協議会等)を設置している自治体…54自治体 設置していない自治体…7自治体

※特別支援学校を設置している都道府県・政令市 61自治体の回答

-5-

運営協議会の議題や構成について

(平成29年度特別支援学校等における医療的ケアに関する連絡協議会資料より)

- ○主な運営協議会での議題は
 - ガイドライン等の改定
 - ・ 新たな医療的ケアの申請事例の検討
 - 医療的ケアの実施状況及び課題
 - ヒヤリ・ハット事例の共有
 - ・緊急時の対応
 - 看護師配置の状況
- 主な運営協議会の構成員は

例:

教育委員会、保健福祉部局、特別支援学校長会代表、PTA代表、 医師会代表、看護協会代表、

学校における体制整備

※「特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について (平成23年12月20日 23文科初第1344号初等中等 教育局長通知)」「特別支援学校等における医療的ケアの実施 に関する検討会議報告書(平成23年12月9日)」より要約

学校における体制整備

く特別支援学校における医療的ケアの基本的な考え方>

○ 教育委員会の総括的な管理体制の下に、特別支援学校において学校長を中心に組織的 な体制を整備すること。また、医師等、保護者等との連携協力の下に体制整備を図る こと。(小中学校等についても同様の記載有)

<登録特定行為事業者(各特別支援学校)における体制整備>

- 看護師等との連携、特定行為の実施内容等を記載した計画書や報告書、危機管理への 対応を含んだ個別マニュアルの作成など、法令等で定められた安全確保措置について 十分な対策を講じること。
- 〇 特定行為を実施する場合には、対象者と特定行為を明示した主治医等からの指示書が 必要であるが、特別支援学校における実施に当たっては、学校保健の立場から学校医、 医療安全を確保する立場から主治医の了承の下に指導を行う医師(以下「指導医」と いう。)に指導を求めること。
- 特別支援学校において学校長を中心にした組織的な体制を整備するに当たっては、<u>安全委員会がその役割を果たす</u>こととなるが、当該委員会の設置、運営等に当たっては、 学校医又は指導医に指導を求めること。

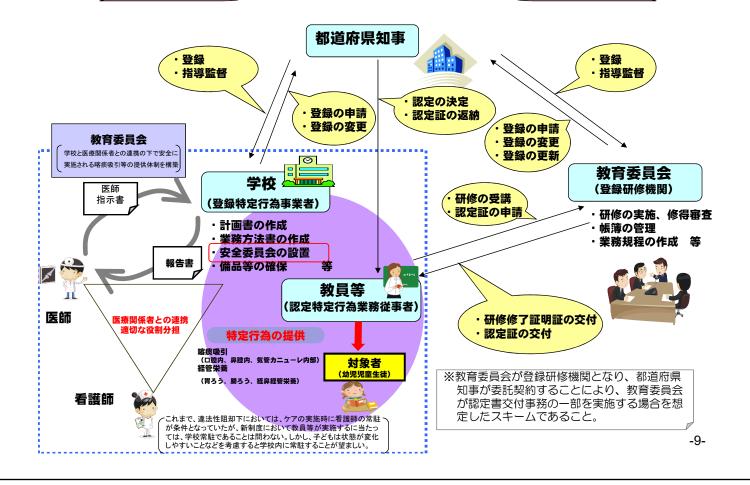
参考く社会福祉士及び介護福祉士法施行規則>第26条の3第2項第3号

○ 医師又は看護職員を含む者で構成される安全委員会の設置、喀痰吸引等を安全に実施するための研修体制の整備その他の対象者の安全を確保するために必要な体制を確保すること。

-7-

医療的ケアの実施体制(特別支援学校の例) 学校の設置管理者 教育委員会 校長・教職員・看護師の任命権者 学校医・指導医の委嘱 総括的な管理 ガイドライン等の策定 指導・監督 ▮学校全体の責任者 学校医、指導医、看護師、養護 依頼・同意 i⊳ • 校内の安全管理 教諭等による安全委員会におい 校 ・教職員・看護師等の服務監督 て指示書の内容を検討し最終的 ≣⇔RB ・ 主治医への報告 に校長が判断 셭 | 保健・医療に係る指導・助言(学校医) 学指・保健・医療に係る指導・助言(指導医) な道・医療的ケアに係る指導・助言(指導医) 指導・助言 『児童生徒への健康診断 指示書に基づく個別マニュアルの作成 指 ı 指示書・マニュアルに基づく医療的ケアの実施 示 1 保護者・主治医・学校医・指導医等との連絡調整 医療的ケアを実施する教職員等への助言 医療的ケア 個々の医療的ケア児の状態確認 ■ 学校に対する指示書の作成・助言

喀痰吸引等の制度 (特別支援学校において想定されうるー例)



安全委員会の議題や構成について

(平成29年度特別支援学校等における医療的ケアに関する連絡協議会資料より)

- 主な安全委員会の議題は、
 - 校内における医療的ケア実施要領の作成
 - 対象児童生徒等に係る医療的ケアの内容の決定
 - 対象児童生徒等の現状報告
 - 校内研修の計画・実施
 - 関係機関との連絡支援体制の整備
 - ヒヤリ・ハット事例の蓄積
- 主な安全委員会の構成は、

例:

• 校長、副校長(教頭)、学級担任、養護教諭、看護師、学校医